

## 市民意見募集(パブリックコメント)結果

「和歌山市人権施策推進行動計画（改定案）に対する市民意見募集について」に対するご意見を募集した結果、21件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

### ■募集案件の概要

募集案件	和歌山市人権施策推進行動計画（改定案）に対する市民意見募集について
受付期間	令和6年1月31日～令和6年2月29日
ご意見の件数	1名・21件

No	ご意見の概要	市の考え方
1	P17 「同和地区」という言葉が記述されていますが、この文言は、法律に基づいた言葉なのか。現行法には「同和地区」を規定する記述がありません。法に基づかない行政用語です。使用しないのが正しいと指摘します。	平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）では、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明文化され、また、法務省：令和5年版人権教育・啓発白書第2章人権課題に「部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。」と記載されています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。

2	<p>P17 「同和地区」という言葉は、同和対策事業をするための地域であり、旧身分を特定する語句であり、特別法が失効した今日も使い続ける根拠はありません。なぜ使用するのか。法的根拠がなければ廃止されたい。</p>	<p>N o 1. と同様の対応といたします。</p>
3	<p>P17 和歌山市は、「同和地区の問い合わせ」があると「差別問題」としているにも関わらず、和歌山市自身が「同和地区」という文言を平気で使っている。なぜ、矛盾したことをしているのか。「同和地区の問い合わせ」を「差別問題」とするなら、和歌山市も「同和地区」という言葉は使用しないことを求めます。対応は矛盾しています。</p>	<p>N o 1 の回答と同様の対応といたします。</p>
4	<p>P17 部落差別解消推進法には、新たな差別を生むような事がないようにと付帯決議をあげており、「同和地区」という記述はありません。和歌山市も法の「理念にのっとり」と言うのであれば、法律にもとづかない「同和地区」との記述を廃止するのが、正しい認識であると考えられるが、それなのに使っているのはなぜか、説明されたい。</p>	<p>N o 1 の回答と同様の対応といたします。</p>
5	<p>P17 「部落差別のない明るい社会」を実現していくのに、「同和地区」という記述は必要ないと指摘します。矛盾しています。</p>	<p>N o 1 の回答と同様の対応といたします。</p>

6	<p>P 1 7 和歌山市の事業の中には、「同和」と名のついた事業は無いと答えていますが、人権同和施策課等、いつまで「同和」という文言を残すのか根拠が不明、一刻も早く廃止すべきである。</p>	<p>N o 1 と同様の対応といたします。</p>
7	<p>P 1 7 特別法の終了後 2 0 年余が経過したが、和歌山市は、いつまで「同和地区や同和地区住民」を残しておくのか。これは人権侵害である。</p>	<p>N o 1 の回答と同様の対応といたします。</p>
8	<p>P 1 7 いうまでもありませんが、「同和地区」という言葉には負のイメージがあることが和歌山県の調査でも明らかになっています。和歌山市が使い続けているのは、「負のイメージ」を強調し、市民に負のイメージを「広げたいと考えている」から使っていると思われる。これは部落差別の解消とは真逆です。</p>	<p>N o 1 の回答と同様の対応といたします。</p>
9	<p>P 1 7 「今日においても就職や結婚等における差別」としていますが、「就職や結婚等における差別は残っている」という具体的事実は現在あるのか。数年前に私が開示請求をした時に、和歌山市は「就職や結婚等における差別」は把握（不存在）していないという回答をしましたが、どちらが事実なのか、問いたい。</p>	<p>ご意見として承りました。 本市では「部落差別解消推進法」に基づき、部落差別のない明るい社会を実現していくために、国や県と連携しながら、引き続き相談体制の充実や教育及び啓発等に取り組んでいきます。</p>

10	<p>P17 「人々の意識の中には潜在的に差別や偏見が根強く存在している」との記述がありますが、人々の中には、和歌山市職員も入っていますから、市長を始め市議、市職員には潜在的に差別や偏見が根強く存在していることとなります。偏見を持っている和歌山市がなぜ啓発できるのですか疑問です。</p>	<p>N o 9 の回答と同様の対応といたします。</p>
11	<p>P17 「人々の意識の中には潜在的に差別や偏見が依然として根強く存在している」と記述されていますが、具体的事実はあるのか問いたい。意識調査に回答するだけでは、「人々の意識の中には潜在的に差別や偏見が依然として根強く存在している」の証明にならないし、「差別意識がある」ことを引き出す意識調査であれば、不思議な調査と言えます。</p>	<p>N o 9 の回答と同様の対応といたします。</p>
12	<p>P17 和歌山市の意識調査は、部落差別があることを前提とした質問事項であり、それを肯定したら、「意識の中には潜在的に差別や偏見が依然として根強く存在している」ことを証明することになっている、さらに自由意見すらも集計していない。部落差別がなくなったら和歌山市が困るから、意識調査をして「差別」を探しているのではないか。新たな偏見を作り出している。</p>	<p>N o 9 の回答と同様の対応といたします。</p>
13	<p>P17 和歌山市は、「同和地区に就職や結婚にさいし、差別がある」と啓発していますが、これらの啓発・教育により市民が、市の啓発のとおり「差別がある」とおもうと、正しい認識になるのか。あやまった認識になるのか問いたい。</p>	<p>N o 9 の回答と同様の対応といたします。</p>

14	<p>P17 今日では、「今日においても就職や結婚等における差別」、「人々の意識の中には潜在的に差別や偏見が依然として根強く存在している」などの啓発が、偏見を作り出し、新たな差別を作り出しているのではないか。</p>	<p>N o 9 の回答と同様の対応といたします。</p>
15	<p>P17 和歌山市の意識調査結果で「家を購入する時など 同和地区あるいは同じ小学校区を避けること」は24.9%あるとしているが、市民が「差別があるとする地域」を避けたら、差別になるのか、ならないのか、それはどうしたらわかるのか。差別がないという啓発をすれば、「さける」という意識が少なくなるが、それをしないで「差別がある（問題がある）」ということでは、和歌山市が差別があることを望んでいるのではないか。</p>	<p>N o 9 の回答と同様の対応といたします。</p>
16	<p>P17 「個人を誹謗中傷する差別発言や、不動産取引等に関わって同和地区の所在を調査したり、行政機関に問い合わせるなどの差別事件や匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上の差別書き込み等」について、具体的事実を把握しているのか問いたい。</p>	<p>N o 9 の回答と同様の対応といたします。</p>
17	<p>P17 「こだわらない」と41.3%で最多なのに、これを記述しなかったのはなぜか、差別が多い(差別意識がある)と思わせるために、記載しなかったのではないか、問いたい。また、「避けると思う」という回答が30.1%あるとしているが、これは、「思う」であって、意識と具体的な差別の混同がはなはだしい。今日は、こだわらないひとが多くなり、混住がすすみ過去の実態と異なる。</p>	<p>N o 9 の回答と同様の対応といたします。</p>

18	<p>P17 「結婚問題で周囲の人が反対すること」や「家を購入する時など同和地区あるいは同じ小学校区を避けること」があるのかあれば、具体的事実を示されたい。これは、意識調査の結果で「思っている」と答えた人の割合であって、「反対する」39.6%、「避ける」24.9%、ではない。偏見を生み出す誤った記述であり削除を求めます。</p>	<p>N o 9 の回答と同様の対応といたします。</p>
19	<p>P17 「結婚問題で周囲の人が反対すること」は39.6%、「家を購入する時など同和地区あるいは同じ小学校区を避けること」は24.9%と、さも部落差別があるように記述するばかりで、解決への展望を示さず、これはかえって新たな差別を生み出す事になりかねない。「部落差別を解消させる」という（案）ではないと指摘します。新たな偏見をつくりだし、いつまでたっても解消出来ません。偏見を与える記述であり削除を求めます。</p>	<p>N o 9 の回答と同様の対応といたします。</p>
20	<p>P17 特別対策を続けながら、同和問題の解決をすすめることはできない。特別対策を廃止し、平等・公平な施策をすることが、同和問題の解決といえる。特別対策は廃止すべきです。</p>	<p>N o 9 の回答と同様の対応といたします。</p>
21	<p>P17 最後に、今日では、普通の地域であり、「同和地区」や「同和地区」住民はどこにもありません。「同和地区」はあるとすれば、「利権を得るために残されている『同和地区』」です（そんな事件が起きました）。このような中で、「差別がある」とする和歌山市（案）は、「同和地区」を意識させ、意図的に同和問題の解決を遅らせていると思われます。その証拠に県内の多くの自治体は、同和行政を終了させて、平等な住民として分け隔てなく生活しています。本来であれば、同和の法律の終了と共に</p>	<p>N o 1 及び 9 の回答と同様の対応といたします。</p>

	<p>「同和」との行政用語はなくすべきですが、和歌山市は「同和」・「同和地区」という文言を行政施策上で使い、今も改めようとしません。このことが同和問題の解決を妨げている要因といえます。</p>	
--	--	--